

平成 24 年度
冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
	（1）車道除雪	2
	（2）歩道除雪	7
	（3）狭隘道路（日中）除雪	9
4	消融雪施設	10
5	雪捨場	11
6	市民への情報提供と協力依頼	11
7	関係機関との連携	12
8	適切な管理による効率的な除雪の実施	12
9	共助による地域除雪の支援	13

1 除雪基本方針

当市は、県内でも屈指の豪雪地域であり、昭和 36 年の豪雪を契機に制定された豪雪地域対策特別措置法により、市内全域が豪雪地域に、さらにはほぼ全域が特別豪雪地域に指定されています。

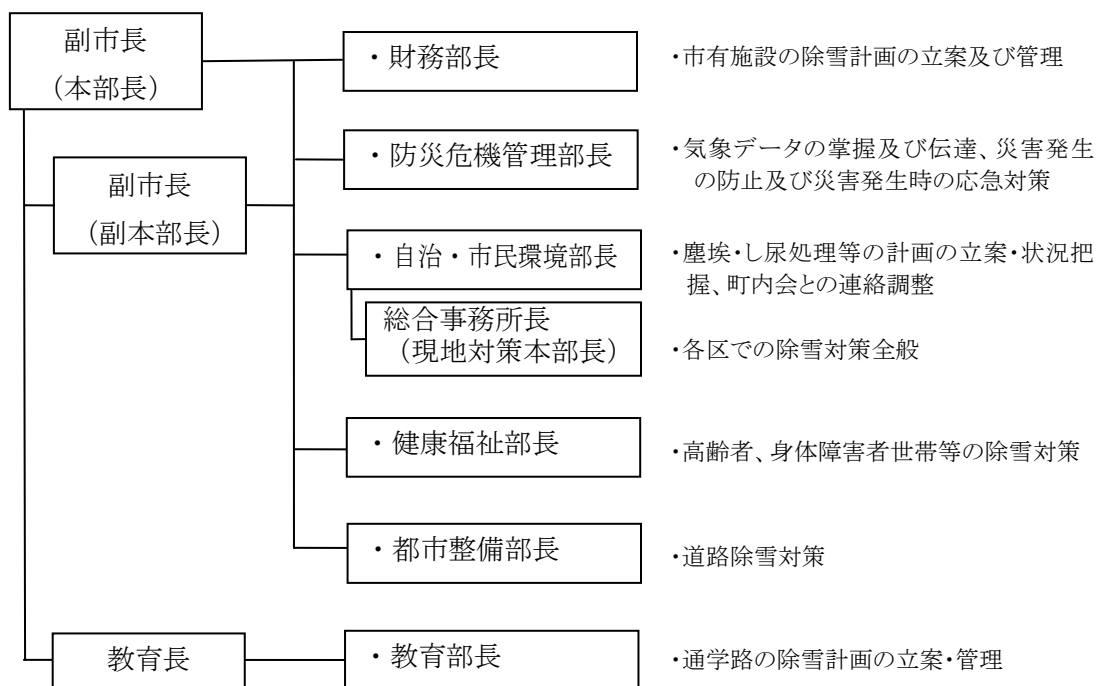
豪雪地域での冬期積雪期における道路交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策となっており、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の積極的な協力を得ながら、効率的・効果的な除雪作業を実施します。

2 体制

除雪に当たっては、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止等に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。

主な事務分掌



3 除雪実施計画

(1) 車道除雪

① 車道除雪について

今年度の上越市除雪計画の車道除雪延長は、約 1,705km になります。これは高速道路で、青森市から北九州市までの距離に匹敵します。

除雪車は、広い範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪を行っており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民のみなさんをお願いしています。

② 除雪路線

一定の交通量があり、都市の骨格をなす幹線道路のほか、地域内幹線道路、地区内の重要路線、通勤・通学道路などで、機械による除雪が可能な市道を除雪します。

③ 除雪延長

平成 24 年度の車道の機械除雪延長は約 1,705 k m です。

車道除雪延長

(単位：km、%)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	114.40	138.55	400.41	94.52	747.88	936.34	79.9%
安塚区	0.78	6.42	43.04	21.37	71.61	191.93	37.3%
浦川原区	0.00	12.99	47.06	7.06	67.11	132.01	50.8%
大島区	0.00	12.04	19.76	1.24	33.04	93.76	35.2%
牧区	0.00	14.53	29.73	28.04	72.30	133.77	54.0%
柿崎区	8.96	43.57	28.28	43.78	124.59	175.33	71.1%
大潟区	1.64	24.98	38.90	12.74	78.26	150.32	52.1%
頸城区	7.25	46.45	49.64	3.18	106.52	176.66	60.3%
吉川区	0.80	25.00	36.62	23.83	86.25	149.59	57.7%
中郷区	0.00	9.82	5.58	8.72	24.12	100.18	24.1%
板倉区	0.00	27.00	67.09	3.53	97.62	200.21	48.8%
清里区	2.97	18.13	19.75	9.85	50.70	154.21	32.9%
三和区	1.92	27.18	32.22	41.31	102.63	128.56	79.8%
名立区	0.00	20.08	11.30	10.55	41.93	81.91	51.2%
合計	138.72	426.74	829.38	309.72	1,704.56	2,804.78	60.8%

④ 除雪路線区分

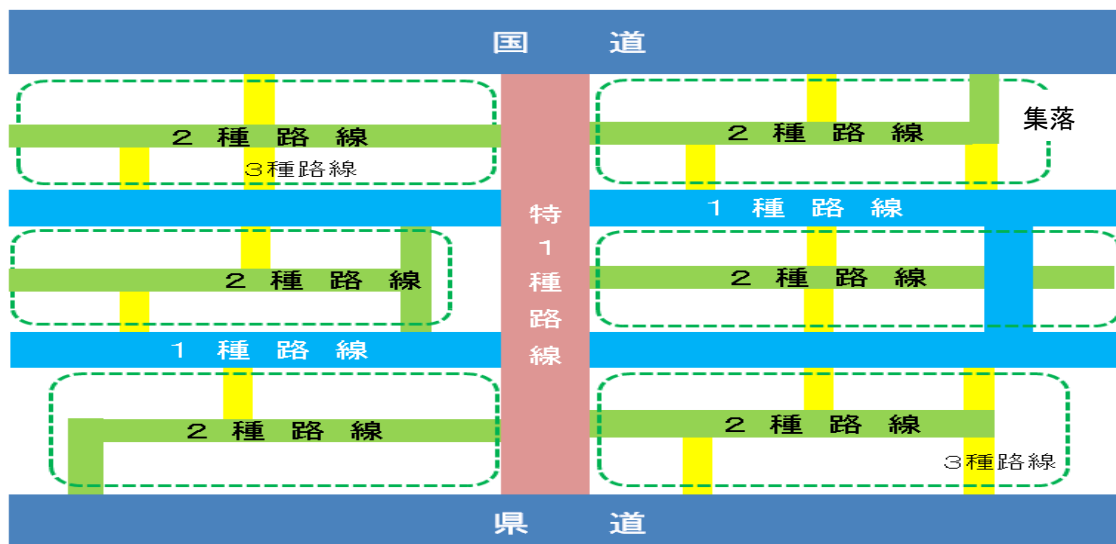
道路除雪は、都市の骨格をなす幹線道路及び地域内幹線道路、地区内の重要路線等に区分し、除雪出動判断基準により除雪作業を行い、道路交通の確保を図ります。

また、特1種路線のうち救急指定病院・消防署など、市民生活に重要な路線については重点路線として指定し、終日交通を確保することで市民生活と経済活動の円滑化を図ります。

車道除雪路線区分表

区分		路線	除雪目標
特1種路線	重点路線	特1種路線のうち救急指定病院、消防署等、緊急車両が通行する路線並びに市民生活と経済活動に重要な路線として指定する道路。	「終日確保路線」として除雪を行い、通常時、異常降雪時ともに終日交通を確保する。
	幹線路線	国道、県道と一体となって都市の骨格をなす幹線道路並びに地域の幹線道路として指定する道路。	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保する。異常降雪時は、夜間を除き必要な幅員を確保し、交通を確保する。
1種路線		幹線道路に接続する地区内の重要路線として指定する道路。	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2種路線		国道、県道、特1、1、2種路線に接続する地区内道路で機械除雪が十分にできる道路及び代替え路線がある道路。	1車線確保と待避所の設置を原則とするが、状況によっては一時通行不能になる場合がある。
3種路線		国道、県道、特1、1、2種路線に接続する地区内道路。	1車線の幅員確保を原則とするが、異常降雪時は一時通行不能になる場合がある。

除雪路線イメージ図



⑤ 除雪出動判断基準

除雪出動にあたっては、次表のとおり出動判断時間の積雪状況によって除雪作業を開始します。

なお、地形条件や降雪状況によっては、次表の基準のほか、随時出動等を判断します。

除雪出動判断基準表（通常降雪時）

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上かつ 24:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合
1 種路線		10cm 以上	10cm 以上かつ 12:00 まで 15cm 以上見込み	10cm 以上かつ 17:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合	15cm 以上かつ 24:00 まで 20cm 以上見込まれる 場合
2 種路線		10cm 以上	早朝除雪を行わ なかった場合で 15 cm 以上	10cm 以上かつ 17:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合	24:00 までに 25cm 以上見込ま れる場合
3 種路線		10cm 以上	早朝除雪を行わ なかった場合で 15 cm 以上	10cm 以上かつ 17:00 まで 15cm 以上見込まれる 場合	24:00 までに 25cm 以上見込ま れる場合

※異常降雪時及び朝方近くの降雪では、2種・3種路線の除雪が遅れる場合があります。



※参考：降雪の状況による出動パターン

◆早朝除雪を行った後、降雪が続いた場合

○特1種(重点路線、幹線路線)、1種路線の除雪

- ・出動判断基準に応じ除雪を行う。

○2種、3種路線の除雪

- ・早朝除雪を基本とする。
- ・早朝除雪を行った場合は、午前除雪を行わない。
- ・午後除雪は出動判断基準に達した場合に行う。
- ・午後除雪を行った場合は、夜間除雪を行わない。

◆朝方からの降雪が降り続いた場合

○特1種(重点路線、幹線路線)、1種路線の除雪

- ・出動判断基準に応じ除雪を行う。

○2種、3種路線の除雪

- ・早朝除雪を行わず、出動判断基準に達した場合は、午前除雪を行う。
- ・午前除雪を行った場合は、午後除雪を行わない。
- ・午後除雪を行わず、出動判断基準に達した場合は、夜間除雪を行う。

◆午前中からの降雪が降り続いた場合

○特1種(重点路線、幹線路線)、1種路線の除雪

- ・出動判断基準に応じ除雪を行う。

○2種、3種路線の除雪

- ・午後除雪は出動判断基準に達した場合行う。
- ・午後除雪を行った場合は、夜間除雪を行わない。

◆午後からの降雪が降り続いた場合

○特1種(重点路線、幹線路線)、1種路線の除雪

- ・出動判断基準に応じ除雪を行う。

○2種、3種路線の除雪

- ・出動判断基準に達した場合は、夜間除雪を行う。

◆夕方からの降雪が降り続いた場合

○特1種(重点路線、幹線路線)、1種路線の除雪

- ・出動判断基準に応じ除雪を行う。

○2種、3種路線の除雪

- ・出動判断基準に達した場合は、夜間除雪を行う。

⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で車道除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり今後の降雪状況によっては、著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、圧雪がしやすい路線を中心に凍結防止剤を散布し、交通事故の防止に努めます。

⑨ 地吹雪時の対応

地吹雪が予想される時には、道路パトロールを行うとともに、市のホームページや報道機関へ情報提供するなど、危険予測箇所の周知を図ります。

また、地吹雪発生時には、道路パトロールと除雪業者からの情報のほか、関係機関との情報連絡をもとに通行止めを行い、交通の安全確保を図ります。

(2) 歩道除雪

① 歩道除雪について

冬期間も歩行者空間は必要であり、一定の広さのある歩道では、歩道用ロータリによる除雪を行い、歩道がない道路では車道を拡幅することで歩行者空間の確保に努めます。

また、歩道を除雪している路線では、その雪を車道に置くため、どうしても車道が狭くなります。異常降雪時などでは、車道を確保するため、歩道を雪置場として使用し、除雪しない場合があります。この場合は、車道を拡幅することで歩行者空間の確保に努めます。

② 除雪路線

通勤や通学、公共施設使用など多くの市民が利用し、機械除雪が可能な歩道（原則として幅員 2m以上）を除雪します。



③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道管理者、地元関係者と連携を取りながら、積雪が 10～15cm 以上に達したときに除雪を行います。ただし、地形条件等によりこれによりがたい場合は、個別に対応します。

④ 除雪目標

歩行できる空間の確保を原則としますが、異常降雪時は通行不能になる場合があります。

⑤ 除雪延長

平成 24 年度の歩道の機械除雪延長は約 132 k m です。

歩道除雪延長

(単位 : km、%)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	85.46	6.07	91.53	171.57	53.3%
安塚区	1.45	0.00	1.45	8.94	16.2%
浦川原区	0.87	0.00	0.87	2.47	35.2%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	—
牧区	0.00	0.00	0.00	1.14	—
柿崎区	2.60	0.00	2.60	6.72	38.7%
大潟区	0.90	1.70	2.60	13.05	19.9%
頸城区	9.26	0.00	9.26	27.38	33.8%
吉川区	3.71	0.00	3.71	7.29	50.9%
中郷区	0.99	0.00	0.99	3.57	27.7%
板倉区	3.88	0.00	3.88	5.84	66.5%
清里区	6.30	0.00	6.30	8.12	77.6%
三和区	7.62	0.00	7.62	11.85	64.3%
名立区	0.70	0.60	1.30	1.63	79.7%
合計	123.74	8.37	132.11	269.79	49.0%

⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※歩道除雪をしていない道路は、車道の拡幅により歩行者空間の確保に努めます。

(3) 狭隘道路（日中）除雪

① 狭隘道路（日中）除雪について

道路の幅が狭く除雪ドーザが入れない道路や、入れたとしても除雪した雪を路肩に置けない、いわゆる狭隘道路については、除雪ドーザによる通常の除雪を行っていません。

このような道路については、歩道用ロータリなどの小型除雪機が入れる幅員があり、雪置場を確保していただくなど、地域の協力のもと一定の要件が整った道路について、歩道除雪終了後の日中に、歩道用ロータリなどで除雪を行います。

なお、狭隘道路が歩道除雪路線と隣接し、歩道除雪と一体で作業するほうが効率的な場合などは、早朝に除雪します。

② 除雪路線

歩道用ロータリなど小型の除雪機械が入る道路で、除雪業者の機械の手配が付き、雪置場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた市道を除雪します。

③ 除雪出動判断基準

個々の道路状況に応じて対応します。

④ 除雪目標

道路幅員に応じ、1車線の確保を目指しますが、状況によっては一時通行不能になる場合があります。

⑤ 除雪延長 (単位：km)

地区名	延長
合併前上越市	13.47
牧区	0.10
吉川区	0.58
中郷区	0.10
板倉区	1.91
清里区	3.19
三和区	0.56
合計	19.91

⑥ 排雪作業

狭隘道路は、ダンプトラックが入らず排雪が困難であることから、地域の協力により確保された道路沿いの雪捨場に雪を入れることを原則とします。

4 消融雪施設

当市における除雪は、機械による除雪を基本としていますが、日常生活に必要な幹線道路や積雪が多い地域、人家連たん地域などを中心に、消融雪施設を設置しています。

施設は12月から稼働できるよう、点検・整備するとともに操作方法等を市民に説明し、適切で効果的な施設運用を図ります。

なお、消雪パイプは、地下水揚水規制区域では原則的に整備をしていません。

(1) 消雪パイプ

① 延長

平成24年度の市道での消雪パイプ延長は、約69kmです。

消雪パイプ延長 (単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
21.47	1.63	1.47	0.52	21.83	11.37	8.96	2.13	69.38

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市では、市街地の市道と県道の消雪施設を4ブロックに分け、路面状況に応じた効率的で迅速な消雪パイプの運転を集中管理することで、地下水揚水量の削減を図り、市街地の地盤沈下の防止に努めています。

(2) 流雪溝

① 延長

平成24年度の市道での流雪溝延長は、約17kmです。

流雪溝延長 (単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
10.49	0.63	0.53	5.06	16.71

② 流雪溝の管理・運転

流雪溝を設置している町内に流雪溝ポンプ操作管理者を設け、地域が主体的に管理・運転しています。

また、路線ごとに運転する時間を決め、限られたポンプ等の施設を有効に活用しています。

5 雪捨場

降雪状況に応じて、道路管理者及び一般市民が排雪に利用できる雪捨場を設置します。

雪捨場は、広い土地が必要であり、融雪後の水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して、郊外の河川敷などに設置します。

開設にあたっては、広報やマスコミなどを通じて、随時、周知します。

6 市民への情報提供と協力依頼

除雪作業は市民の協力が必要不可欠であることから、情報提供を行い、理解を得るよう努めます。

(1) 情報提供

- ・ 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に除雪会議を実施します。
- ・ 広報じょうえつに除雪特集を掲載し、市民に協力を依頼します。
- ・ 市のホームページにより、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ・ 地吹雪対応では、降雪前から地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに地吹雪が予想される時には、市のホームページなどで周知します。

(2) 協力依頼

○玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は広い範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪を行います。玄関前や車庫前に残る雪の処理は、各家庭でお願いします。

○車両の適切な駐車

路上に駐車している場合、その部分は除雪ができず、残った雪が通行を妨げるので、路上駐車はしないでください。

○作業中の除雪車へ近づかない

深夜の降雪時は、除雪車の運転席からでも見通しは悪く、事故に巻き込まれる危険があるので、除雪車には近寄らないでください。

○敷地内から道路への雪出し禁止。

除雪後に道路に雪を出した場合、通行の妨げになり事故のおそれもあるため、敷地内の雪は道路に出さないでください。

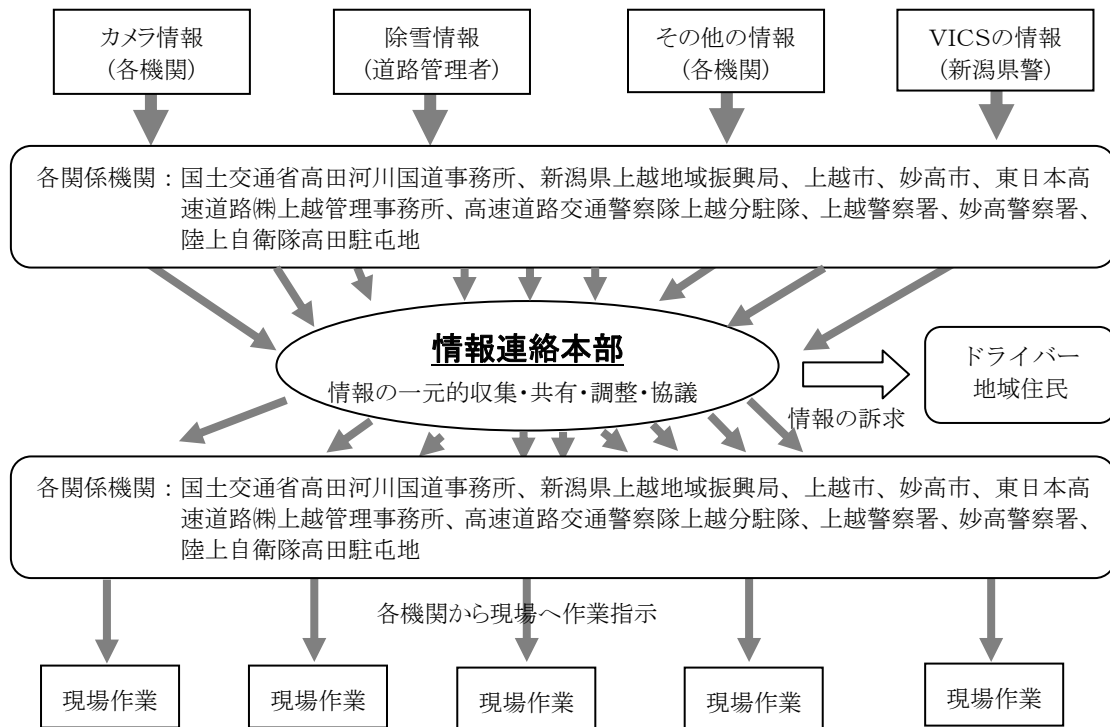
なお、各自で排雪する場合に、屋根雪など敷地内の雪を一時的に道路に置くことは認めます。

○樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や消雪用ビニールホースが除雪車に接触する場合は、除雪ができない場合があるので、適切に管理してください。

7 関係機関との連携

異常降雪などにより幹線道路等で除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞等が懸念された場合に、国土交通省・新潟県・上越市・妙高市・東日本高速道路(株)・新潟県警察・陸上自衛隊の各機関が、情報を共有し連携して道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置します。



8 適切な管理による効率的な除雪の実施

除雪状況をリアルタイムに把握し、インターネットで多くの市民が除雪状況を確認できる「道路除雪管理システム」を導入しています。

市においては、市民からの問い合わせに迅速に対応するとともに、除雪作業の向上や関連事務の効率化を図ります。



9 共助による地域除雪の支援

市では、地域の共助による除雪を推進するため、地域が共同で狭隘市道除雪や私道除雪、さらには市道除雪後の拡幅や高齢者宅前の雪処理のため小型除雪機を購入する場合に、購入代金の一部を補助します。

(1) 対象者

市道又は私道の除雪を、原則5戸以上で共同で行う団体。

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円を上限。

※申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。

(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が13馬力級以上。

